

## 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

### 1 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進すべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるものである。このため、県等は、必要な情報の収集、調査及び研究の方向性の提示、国内の研究機関等との連携の確保並びに調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進する。

### 2 国と連携した感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進

- (1) 衛生環境研究所は、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立保健医療科学院<sup>35</sup>、検疫所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構<sup>36</sup>、大学研究機関、感染症指定医療機関等と連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進める。
- (2) 県等は、国又は他の都道府県に対する発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等を電磁的方法により行うなど、感染症に関し必要な医療のデジタル化を推進する。

また、県等は、国が新興感染症に関する様々な情報を調査及び分析した重症度等の情報について、迅速に関係機関へ情報の提供を行うとともに、必要に応じて国に対して適切な対策の実施に係る提言を行う。
- (3) 衛生環境研究所は、必要に応じて、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターとの共同研究や積極的疫学調査の共同実施等を行うものとする。また、緊急に対応が必要となる新感染症の出現時や感染症の大量発生時、新たな薬剤耐性菌<sup>37</sup>の出現時等においても、これらのつながりを通じて感染症及び病原体等に関する調査等を協力して行う。

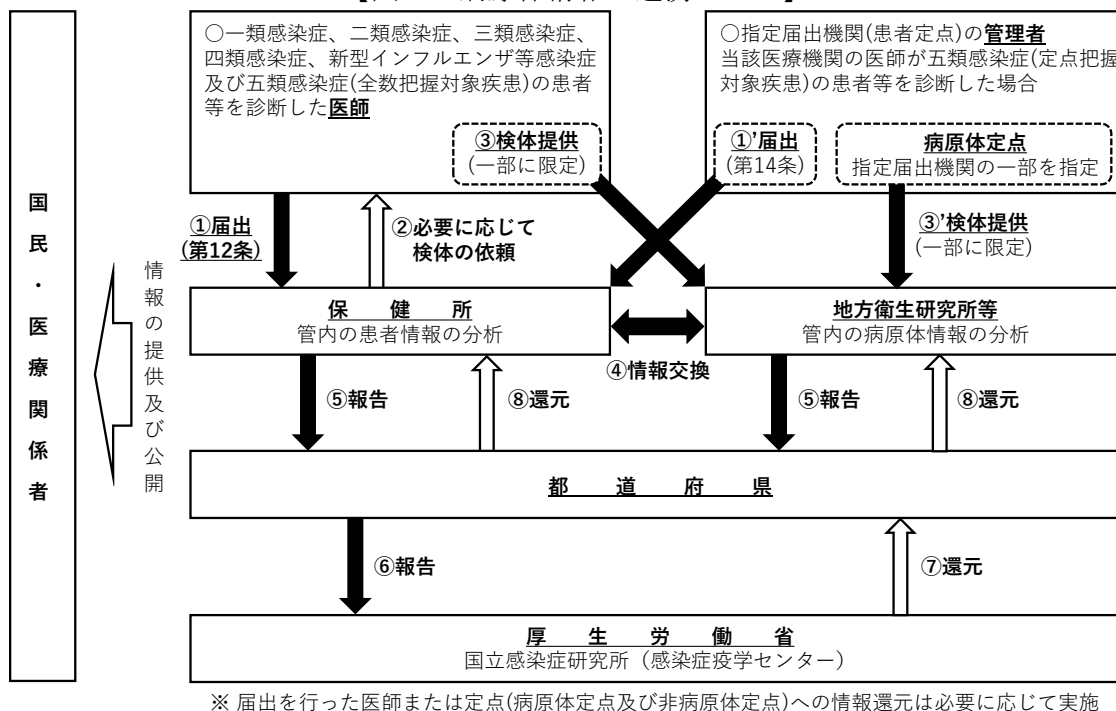
<sup>35</sup> 厚生労働省の施設等機関。保健、医療、福祉に係る職員などの教育訓練や、それらに関連する調査及び研究を行う。

<sup>36</sup> 内閣府所管の独立行政法人。医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行う。

<sup>37</sup> 薬剤耐性（特定の種類の抗菌薬等の抗微生物剤が効きにくくなる、又は効かなくなること）をもった細菌。

## 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

【図9 病原体情報の連携フロー】



### 3 県等における情報の収集、調査及び研究の推進

- (1) 県等における情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、保健所及び衛生環境研究所が、県等の関係部局と連携を図りつつ、計画的に取り組む。
- (2) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査及び研究を衛生環境研究所や医療機関との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たす。
- (3) 衛生環境研究所は、県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所等、検疫所、県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び提供の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たす。
- (4) 県等は、県内の感染症の発生の動向や、地域の特徴に応じて、対策、調査及び研究等を積極的に行うこととし、保健所と衛生環境研究所及び関係機関との十分な連携を図りながら進める。また、調査及び研究に当たっては疫学的な知識や感染症対策の実務経験を有する職員を養成し、活用する。
- (5) 感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に活かしていくための仕組みとして、厚生労働省令<sup>38</sup>で定める

<sup>38</sup> 厚生労働大臣が法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、厚

## 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

感染症指定医療機関の医師が行う届出等は、原則、電磁的方法で行う。また、県等は、収集した様々な情報について個人を特定しないようにした上で、連結して分析する。

- (6) 感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析を行う。
- (7) 感染症指定医療機関の医師は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や、当該患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合にも電磁的方法で届出を行う。

### 4 関係機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査並びに研究に当たっては、関係各機関及び関係団体の適切な役割分担が重要であり、県等は、衛生環境研究所、医師会、大学研究機関及び国立感染症研究所等とも相互に十分な連携を図る。

#### 連携協議会委員等からの意見・要望

- ・実践型訓練や研修を通じた衛生環境研究所の人材育成が必要である。(第14に関連)
- ・検査依頼書や検査結果報告書は紙でなくデジタル化すべき。